



担い手3法と発注事務

<平成27年度新規研修>

現在および将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、いわゆる『担い手3法』（品確法・建設業法・入契法）が一昨年六月に改正された。

平成二七年度の新規研修「担い手3法と発注事務」は、今般の法改正を踏まえた講義とグループ討議により、これからの公共工事の発注者に求められる役割について理解を深めるもので、十一月四日から三日間、地方自治体等の発注関係事務に携わる三〇名が参加して実施された。

ここでは、改正品確法が規定する「適切な発注関係事務の実施」を課題テーマとしたグループ討議を中心に本研修を紹介する。

担い手3法の改正とその確かな運用に向けて

担い手3法の改正は、現在のみならず将来にわたった公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に主眼が置かれた。

これを実現するため、改正品確法において、「発注者の責務」が明確化されている。具体的には、国や地方自治体などの発注者に対し、①予定価格の適

正な設定、②入札不調・不落時の見直し活用方式の採用、③低入札価格調査基準や最低制限価格制度の導入、④計画的な発注や適切な工期設定、⑤適切な設計変更などを求め、その効果としては、最新単価や現場の実態を反映した予定価格の設定、歩切りの根絶、ダンピング受注の防止などが期待されている。

また、地域の実情や事業特性に応じた入札契約方式を選択できる「多様な入札契約制度の導入・活用」も同法に位置付けられ、技術提案交渉方式、段階的選抜方式、複数年契約・一括発注・共同受注等による地域における社会資本の維持管理に資する方式などが提示された。

さらに同法では、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるように、国が発注者共通の指針を定めることとされている。これを受けて、昨年一月に「発注関係事務の運用に関する指針」（運用指針）が策定され、発注者の責務がより具体的に明示された（図表1）。現在、国土交通省では、各地方ブロックに設置されている地域発注者協議会や相談窓口などを通じ、地方公共団体等の発注者に対する支援や連携

図表1. 運用指針の主なポイント

必ず実施すべき事項	実施に努める事項
予定価格の適正な設定	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
歩切りの根絶	発注や施工時期の平準化
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	見積りの活用
適切な設計変更	受注者との情報共有、協議の迅速化
発注者間の連携体制の構築	完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

を図りながら、運用指針に盛り込まれた施策の浸透を加速させている。

本研修は、担い手3法の改正とその確かな運用に向けた国土交通省の施策を中心に、受注者側から見た入札契約制度や品質確保の課題、積算の仕組み、独占禁止法等の関係法令を組み込むなど、幅広い視点からカリキュラムを構成しているのが特徴で、事務系、技術

系を問わず、今後の発注関係事務の進め方を学ぶ有益な機会となっている(図表2)。

発注関係事務の課題と改善策を提示したグループ討議

グループ討議は六班に分かれ、改正品確法が規定する発注関係事務を適切に実施するためには、どのような課題が存在し、どのような取り組みが考えられるかを、同法が求める「予定価格の適正な設定や適切な仕様書の作成」、「発注の平準化や適正な工期設定」、「設計図書の変更に伴い必要となる請負代金額や工期の変更」の三項目について検討するもの。

研修最終日にはその発表が行われ、一・二班が担当した「予定価格の適正な設定や適切な仕様書の作成」では、適正な予定価格を設定するにあたっては、積算基準の改定を国にあわせ早期に実施することが望ましいが、市町村が都道府県に先行して改定するのは難しい、積算から発注まで時間がかかり改定基準を反映できないままの発注になるといふ問題を指摘した。また、単価や歩掛が現場の実情に合っていないケースも見られ、こまめに見積もり

をとるなどの対策が必要とした。歩切りに関しては、慣例化しているのではないかと、財政部局は受けなければならない立場といった指摘もあり、歩切りをしている自治体名の公表、財政部局の理解や首長の意識改革が求められるとした。そのほか、適正な予定価格の設定が担い手の育成・確保につながっているのか、何らかの確認が必要ではないかという意見もあった。

図表2. 平成27年度研修「担い手3法と発注事務」時間割

月日	時間	教 科 目	講 師
11/4 (水)	8:30~9:00	受付	
	9:00~9:30	開講式・オリエンテーション	
	9:30~11:00	担い手3法概論	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 入札制度企画指導室 企画係長 今井 賢吾
	11:10~12:30	契約制度	国土交通省 大臣官房 地方課 公共工事契約指導室 企画調整係長 内波 聖弥
	13:30~14:30	ゼネコンから見た入札契約制度・品質確保の課題	一般社団法人 全国建設業協会 土木専門委員会委員 細川 雅一
	14:40~16:40	積算概論	国土交通省 大臣官房 技術調査課 コスト評価係長 小林 隆明 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室 積算企画調整係長 宮下 幸男
	16:50~18:00	課題演習(グループ討議)	
11/5 (木)	9:00~11:00	発注関係事務の運用に関する指針	国土交通省 大臣官房 技術調査課 研究評価係長 池田 大介
	11:10~12:30	工事施工の円滑化	国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術管理課 基準第一係長 山口 大介
	13:30~14:30	調査設計業務の発注	国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設システム係長 鈴木 大健
	14:40~15:40	建設コンサルタントから見た入札契約制度・品質確保の課題	一般社団法人 建設コンサルタント協会 技術部会 業務システム委員会 委員長 河上 英二
	15:50~17:20	担い手確保・育成と建設産業振興策	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 企画係長 原 辰幸
17:30~18:30	課題演習(グループ討議)		
11/6 (金)	9:00~10:00	課題演習(グループ討議)	
	10:10~11:40	独占禁止法・入札談合等関与防止法	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 総務課 課長補佐 横田 武
	12:40~14:40	課題演習(発表・講評)	国土交通省 大臣官房 技術調査課 研究評価係長 池田 大介 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 入札制度企画指導室 調査係長 鳥山 仁
	14:50~15:00	閉講式	

三・四班が担当した「発注の平準化や適正な工期設定」に関しては、年度当初に発注準備ができず工事発注が遅れる、部局ごとに縦割りで発注しており、庁内全体の工事発注が把握できていないなどの課題を挙げた。その対策では、契約部局等がリーダーシップをとり、庁内全体の工事発注スケジュールを把握して平準化に向けた働きかけを行うことが必要とした。また、債務負担行為や繰越制度を活用することで、

年度をまたいだ工期設定が可能となり、平準化に大きな効果があるとしたが、債務負担行為は複数年度にわたる工事にしか適用できていない、繰越しはなまけていると見られがちといった指摘もあり、財務部局や議会の理解を得るのが困難といった実情も見受けられた。

原因として、現場を担当する監督職員
の知識不足により変更内容の重要性を
理解・判断できていない、予算の制約
などから財政部門の理解がなかなか得
られず、財源確保に手間がかかるなど
を挙げた。監督職員の知識不足に対し
ては、設計変更に関するガイドライ
ン・マニュアルの整備、研修等を通じ
た他の発注者との情報共有・連携も有
効な方法とした。そのほか、設計変更
を行う際、その原因が発注者、受注者

のどちらに起因するかがグレーなケースがあるとして、判断基準となる具体的な指標を作成するとともに、設計図書に可能な限り施工条件を明示して、受発注者間で共通認識を持つことの大切さを指摘した。

発注者間で連携し、中長期的な視点で適切な発注事務の実施を

各班の発表後には活発な質疑応答と、国土交通省大臣官房技術調査課及び土地・建設産業局建設業課の担当職員から検討課題に対するアドバイスを含めて講評が行われた。そして、三日



グループ討議（上）と課題演習の発表

間の研修の締めくくりとして次のコメントがあった。

「国として、より効果的な連携・支援方策を考えていく上で、皆さんの発表はとても参考になりました。運用指針の内容は、発注関係事務全般について多岐にわたっており、今回の研修で得られたことを、組織として対応することが非常に重要です。発注事務を担当する他の職員にも共有していただきたい。その際に不明点があれば、相談窓口などをご活用いただいて、発注者間で現場の課題や情報を共有していければと思います。」

「昨年、担い手3法が改正され、今年はその運用元年ということになります。運用指針の趣旨に沿って発注事務のあり方も変わってきています。例えば、歩切りでは、各発注者の皆さんの努力も奏し、もう少しで根絶というところまで変わってきていますが、一方で、発表で指摘されたようなハードルがあつて、簡単には変わらない部分も

あるかと思えます。担い手の確保・育成に向けては、諦めずに中長期的な視点で取り組むことが大事になりますので、発注者間の情報交換を図りながら、研修で得られたことを今後、末永く生かしていただきたいと思えます。」

☆本研修のお問い合わせは、当センター研修局
（〇四二二三四一五三一五）までどうぞ。

『担い手3法と発注事務』を受講して

（受講者の感想文より一部抜粋）

● 地方都市で業務を行っている者にとつて、政策をつくられた方々から直接話を聞ける機会を得ることは大変難しいため、今回得た知識を当市の施策や取り組みに生かしていきたいと考えている。また、ゼネコンとコンサルの方の講義を聞いたことも大きな収穫であった。受注者側からみた視点も想定しながら制度設計に生かしていきたい。
（自治体職員）

● 国交省の講師の方々が国がどのような発注事務を行っているか、法令等根拠を明らかにしたうえで聞くことができ、とても参考になった。また、どの事務においても、担い手の育成を急務としている受注者側の立場を理解する必要がある、発注者として独りよがりにならないよう協力して事業を行わなければならないと改めて感じた。
（自治体職員）

● 担い手3法が改正され、発注者の責務が規定されたことは発注者協議会等で知ってはいたが、法の条文を読むことや運用指針まで意識することはなかったため、とても勉強になった。今回の研修を通じて、日々の業務を少し意識して変えるだけで、担い手確保等に寄与することができるのではないかと感じた。
（法人職員）

● 担い手3法の改正の背景や目的、改正に伴い入札制度や発注・契約事務をどのように改善していくべきかを具体的に学ぶことができ、本市でもさらに改善していかなければならない課題が明確になった。また、共同生活やグループ討議を通して、他の自治体や関係団体の方々と親睦を深め、情報交換できたことが大きな財産となった。
（自治体職員）